

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、企業にとって地震・津波という一つの災害リスクに止まらず、人的・社会的リスクへと質的に変化しながら拡散・拡大している。いくなれば一地域を襲った津波が姿を変えて、日本全国の企業に押し寄せ、被害を拡大させているのである。地震と津波は主に東北 4 県の太平洋沿岸地域に壊滅的な被害を与えたが、生産設備の被災は日本国内はおろか海外にまで部品や材料等の「供給難」というリスクをもたらした。また、「自粛」は直接被害を受けていない個人や企業に対して心理的な影響を与え、全国のイベント業者や旅行・観光・旅館業者に予約のキャンセルや中止・延期などのリスクをもたらし、消費意欲の減退は百貨店や飲食店の売上をも減少させ、業績を悪化させた。全く被災していないにも関わらず、東北地方に本社があるというだけで発注の見合わせや停止、納品中止などの損害を受けた「風評被害」も発生した。福島第一原子力発電所の被災は、直接的には周辺企業の「避難・退去」によって「生産・営業活動の停止・縮小」を余議なくされたが、放射性物質の飛散は数百 km 先の農産物・畜産物をも汚染し、「出荷停止・生産中止」の損害を与えた。更に、工業製品の不買行動や発注キャンセル、発注停止を招いた「風評被害」も起きた。原発の停止による電力不足は、停電リスクとそれを回避するための「節電」によって、生産活動の縮小、経済活動の萎縮、消費行動の減退を強いる結果となった。

以上のように、一つのリスクによってもたらされた被害が、新たなリスクとなって関連先に損害を与え、その対応が更なるリスクとしてその関連先に損害を与えており、ここにリスクの拡散と連鎖を見ることができる。リスクの発生による最悪の事態は倒産であるが、震災を原因とする「震災倒産」は、その大半が直接被害を受けた企業ではなく関連企業に発生している。また、被災地ではないその他の地域に多く発生しており、リスク拡散・連鎖の結果が確認される。

本稿は、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故によって、企業にもたらされた被害の内容と発生の原因を整理することで、リスクの発生、拡散、連鎖の流れ及びつながりを明確にする。

1. リスクの発生と内容

地震と津波そして原発事故がもたらした企業の損害から、その対応によって発生したリスクを、段階を追って整理する。(図表 1 参照)

- ・一次リスク：地震と津波のリスク。人為的に発生を抑制・制御することのできない天災リスクである。
- ・二次リスク：「一次リスク」によって受けた損害が元で新たに発生したリスク。地震・津波によって直接的に発生した損害によるリスクであり、原子力発電所の事故はここに該当する。社会的及び人的対応によって発生もしくは損害を制御できる。
- ・三次リスク：「二次リスク」によって受けた損害が元で新たに発生したリスク。人的対応の不十分さ、過剰反応によって新たに発生したリスクである。
- ・四次リスク：「二次・三次リスク」で受けた損害によって自社内に発生したリスクと、取引先の対応によってもたらされたリスク、派生リスクが取引先にもたらしたリスクがある。
- ・五次リスク：「四次リスク」によって自社内と取引先に発生したリスクがある。
- ・派生リスク：「四次・五次リスク」に対する自社の対応によって取引先に及ぼすリスク。

（１） 一次リスク

2011年3月11日14時46分、宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源として発生した地震は日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmを震源域とし、さらに最大波高10m以上、最大遡上高40.5mの津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸に大きな被害をもたらした。死者15,782人、行方不明4,086人（2011年9月11日現在）、ピーク時の避難者は40万人以上、建築物の全壊・半壊27万戸以上、停電800万戸以上、断水180万戸以上、漁船の被害22,000隻以上、漁港の被害300港以上、農地23,600ha以上、被害額16～25兆円（政府試算）とされている。2007年度の岩手・宮城・福島県の県民経済計算が20兆7,130億円（2007年度）、阪神・淡路大震災が9.9兆円にあることから、その被害の大きさがわかる。

東京商工リサーチが日本地理学会災害対応本部被災マップを利用して、津波の遡上範囲を把握した上で、企業情報データベース（平成23年4月現在、全国2,506,268社）からその地域に本社を置く企業を抽出した。東北4県の沿岸部44市区町村に本社を置く企業は28,928社、うち津波で浸水した企業は7,734社（26.7%）、従業員数は91,577人、年間売上2兆2,165億円であった。業種では建設業が最多の1,943社（22.3%）、次いで小売業が1,502社（32.1%）被災した。一次産業が被災企業数こそ199社と少ないが被災率は44.6%と高かった。（図表2参照）

【図表 2 津波直接被災企業】

	津波直接被災企業						津波直接被災企業				
	沿岸全社数	社数	被災率	年商(億円)	従業員数		沿岸全社数	社数	被災率	年商(億円)	従業員数
宮城県	16,258	5,115	31.5%	13,873	57,730	一次産業	446	199	44.6%	739	3,755
岩手県	3,544	1,954	55.1%	4,122	19,961	建設業	8,711	1,943	22.3%	2,487	14,738
青森県	3,562	237	6.7%	2,810	7,979	製造業	2,778	956	34.4%	6,034	22,216
福島県	5,564	428	7.7%	1,362	5,907	情報通信業	364	45	12.4%	30	272
合計	28,928	7,734	26.7%	22,167	91,577	運輸業	1,145	443	38.7%	1,968	12,854
				東京商工リサーチしらべ		卸売業	2,841	852	30.0%	4,718	11,630
						小売業	4,685	1,502	32.1%	2,345	7,511
						金融保険業	255	63	24.7%	176	670
						不動産業	1,331	257	19.3%	186	855
						サービス業他	6,372	1,474	23.1%	3,485	17,076
						合計	28,928	7,734	26.7%	22,167	91,577

また、3月31日までに上場企業（東証1部・2部、地方、新興市場）で被災状況をリリースした企業数は1,908社（上場企業の36.4%）、内584社（リリース企業の30.6%）は影響なし、1,324社（リリース企業の69.4%）は何らかの損害を受けたと回答している。

被災内容は建物の損壊が54.8%、設備被害が31.3%、ライフラインが21.8%であった。

（図表3参照）

【図表 3 上場企業の被災状況 ※3月11日から3月31日までのリリース】

損害度	社数	構成比	被災内容	社数	被災率
影響なし	584	30.6%	建物損壊	726	54.8%
損害は一部・軽微	460	24.1%	設備被害	415	31.3%
一部事業所の営業・操業停止	652	34.2%	ライフライン	288	21.8%
一部事業所の再開見通し立たず	117	6.1%	在庫品等損傷	204	15.4%
その他	95	5.0%	什器・備品等損傷	189	14.3%
合計	1,908	100.0%	停電	175	13.2%
上場企業	3,639		供給滞り	102	7.7%
被災発表企業	1,324	36.4%	その他・確認中	202	15.3%

（2）二次リスク

一次リスク（地震・津波）によって受けた損害によって発生したリスクをさす。

①鉄道・道路・港湾・空港の損壊

鉄道・道路・港湾・空港の損壊は、エネルギー・材料・部品・製品等の運送を困難なものとし、供給の停止・縮小によって被災地企業の生産・製造活動を著しく減退させた。

自動車産業を発祥とした「かんばん方式」はメーカーに在庫管理や資金回転の面で大きな成果をもたらしたが、スムーズな物流が確保されて初めて成り立つものであり、一旦それが崩壊した状態では、逆に生産・製造活動に大きな支障をきたすという欠点を露呈した。

また、通勤が困難になったことも経営活動を減退させる大きな原因となった。小売・サービス業では顧客の足が奪われたことによって売上の減少、受注のキャンセルなどの損害が発生した。更に、被災地企業から製品・部品などの発送が出来なくなったことが、生産・

製造の停止・減少とも相まって、得意先に製品・部品・材料の供給停止・縮小のリスクをもたらした。

物流・運送業では、宅配業者は被災地を差出元・差出先とする宅配便の引き受けを停止、郵便物も配達が困難となった。

②通信設備の損壊

電柱や電線、通信基地の損壊によって電話及び携帯電話、インターネット等が不通になった。営業活動が著しく低下するだけでなく、連絡不能の状態が長引くことによって、情報不足から憶測が生まれ、風評へと発展する元となった。

③送電設備の損壊

発電所及び送電設備の損壊によって停電が発生した。照明・空調・暖冷房などの生活用機器は言うに及ばず、製造機械・情報機器など電気によって稼働している機械・器具は極めて多い。自家発電の設備を有している一部の企業を除いて、殆どの企業は停電によって製造・生産・販売・サービスの企業活動を完全停止せざるを得ない状態になった。

④ライフラインの損壊

ライフラインとは電気・ガス・水道等の公共公益設備だけでなく、電話・インターネット等の通信設備、物品の運送及び人の移動に用いる鉄道・道路などの物流設備など、人々が日常生活をおくる上で必須の設備をさす。これらの損壊は日常生活に著しい支障を来たし、それが、消費行動、消費意欲を減退させ、結果的に企業の売上低下、業績の悪化に繋がった。

⑤製造設備の損壊

工場や機械など製造設備の損壊は、製造活動を停止・縮小させ、自社にとって売上の減少、業績の悪化に繋がる。同時に製造される製品や部品などの提供停止・縮小はそれを使用する取引先の製造活動に支障をもたらした。特に被災地に多くあった自動車部品、電子部品などの工場損壊は日本のみならず海外にも損害をもたらした。

マイコンの製造で世界のシェア 30%を持つルネエレクトロニクスは茨城県ひたちなか市の那珂工場が被災し、日本だけでなく世界中の自動車生産に影響を与えた。

岩手・宮城・山形3県では「とうほく自動車産業集積連携会議」を発足させ、官民一体となって自動車関連企業の誘致を行ってきた。トヨタ自動車では「国内第3の生産拠点」と位置け、セントラル自動車本社工場の宮城県移転を筆頭に関連企業が移転してきた。他、関東自動車工業岩手工場、日産自動車いわき工場、ホンダの栃木製作所、富士重工業の群馬製作所などもあって、北関東は正しく自動車産業の集積地であった。大手工場では津波によるダメージは少なかったが、部品の供給不足によって生産停止や大幅な稼働率低下を招いた。

⑥営業設備の損壊

事務所の損壊は経営活動の場を失うことである。販売会社にとっては営業活動の拠点となる営業所を、小売店や飲食店・サービス業にあっては店舗を失うことは、営業・販売・

サービス活動の場が奪われることであり、売上の減少となって経営を直撃した。

震災倒産の第一号となった中三（百貨店）は、盛岡店で震災後ガス漏れと思われる爆発事故が発生し、1人が死亡、店舗が一部損壊したことで最後の決断に至らしめた。

⑦システム・情報の損壊

システムや情報機器の損壊によって取引、経理、人事などのデータを喪失した企業も多数発生した。顧客管理データの喪失によって回収・支払の事務処理ができなくなり、また人事データの喪失は賃金支払いに支障を来すなど、管理及び事務処理を大きく停滞、混乱させた。

⑧死亡・怪我・行方不明

経営者の死亡または行方不明は「経営リスク」の中でも極めて大きなリスクであり、企業の存続、死活問題に発展するものである。また、社員の死亡・怪我または行方不明によって営業・生産活動に重大な支障を来した企業もあった。

浜木漁業（北海道釧路市）は社長と専務が遠洋マグロ漁船を宮城県気仙沼市に出港見送りに出かけ被災、倒産した。また、日栄機工（神奈川県川崎市）は社長が宮城県の事務所において被災したため倒産したもので、被災地以外に本社を置く企業でもたまたま社長が現地にいて被災したケースがあった。

⑨東京電力福島第一原子力発電所の損壊

地震・津波の真ただ中であつた東京電力福島第一原子力発電所は同時に発電を停止したが、外部電源の被災によって原子炉内部や核燃料プールの冷却が困難となったことから炉心溶融（メルトダウン）を発生。更に溶融燃料の一部が原子炉格納容器に漏れ出し（メルトスルー）、大量発生した水素が原子炉建屋やタービン建屋に充満し水素爆発を起こすなど、日本及び世界的にも最大規模の原子力事故になった。事故後の放射性物質飛散は広範囲に亘って大気、土壌、海洋の汚染を続けている。

原発事故によって直接被害を受けた企業は、20 km圏内の強制退去企業と 20～30 km圏内の緊急時避難準備区域企業である。東京商工リサーチが福島対策本部（2011年4月3日現在）の資料に記載された町名を元に、TSR企業データベースから抽出した結果、同所に本社を置く企業は2,207社、年間売上高は5,512億円であつた。（個人企業含む、漁業・農業などの個人営業は含まない）（図表4参照）

【図表4 福島原発30km圏内の企業数】

	企業数	構成比	年商(億円)	構成比	業種	社数	構成比
双葉郡	1,087	49.3%	2,192	39.8%	建設業	845	38.3%
南相馬市	938	42.5%	3,168	57.5%	サービス業	510	23.1%
いわき市	109	4.9%	80	1.5%	小売業	329	14.9%
田村市	68	3.1%	72	1.3%	製造業	237	10.7%
相馬郡	5	0.2%	1	0.0%	卸売業	113	5.1%
合計	2,207	100.0%	5,512	100.0%	農林漁鉱業	57	2.6%
					その他	116	5.3%
					合計	2207	100.0%

東京商工リサーチしらべ

原発事故を起こした東京電力には操業停止による減収、事故の対応、損害を与えたことに対する保証や賠償などで巨額の損失が発生し、年間決算の最終損益が日本の事業会社としては最大の1兆2,473億円になった。東京電力には今後大幅な資産売却、賃金カット、経費削減などのリストラ策が求められており、その影響は取引先の各社にも及ぶことが予想されている。

東京商工リサーチの企業データベースによれば、東京電力の国内連結対象子会社は東電工業など169社、持分法適用子会社は関電工など89社で、合計258社あり、東京電力及びグループ会社を仕入先とする企業は5,471社、販売先とする企業は622社、合計6,093社であった。

(3) 三次リスク

二次リスク（鉄道や道路、ライフライン、製造設備、営業設備などの損壊や死亡・怪我・行方不明などの人的損害）によって受けた損害が元で新たに発生したリスクをさす。

物流・輸送の停止、電話・通信の不通、停電、消費行動・意欲の減退などは既に触れたため、ここでは省略する。

①自粛

連日の被害報道によるショックと地震・津波の恐れから、被災地のみならず東北全体及び全国各地の旅行がキャンセル・中止され、観光・旅行業者の業績を悪化させた。イベントやレジャー・祭り等も被災者への配慮から「不謹慎」との気分が広がり中止が相次いだ。

「CMを消費者が受け止める環境ではない」といわれたテレビCMの自粛は、テレビ局の収入減をもたらした（テレビ朝日で10数億円）、かつ広告を活用して収入を得ている企業では特別損害が発生した。（アサヒビールで27億円）

自粛は被災地とは全く関係のないところで、リスクと被害の発生が展開されたと言える。

②電力不足・節電

電力不足による計画停電や節電は節電商品、クールビズなど一部の商品に大きな需要をもたらしたが、全般的には消費者の消費意欲を減退させ、また営業時間の短縮などもあつ

て、百貨店や外食産業などの売上が減少した。

③退去・避難

福島原発から半径 20 k m 圏内の立ち入りが禁止され住民は強制退去させられた。20～30 k m 圏内はいつでも屋内退避や区域外に避難ができるよう求めた「緊急時避難準備区域」に指定され（9 月 30 日解除）、圏内の営業活動及び生産活動は停止させられた。このため避難先での企業活動が困難なケースや大幅に縮小せざるを得ない状況が発生、業績に大きな影響を与えている。

④放射性物質汚染

放射性物質の飛散による汚染は、大気、海水、土壌から水道水、植物、動物、魚介類へと広がっている。福島産の原乳、北茨城のイカナゴ、茨城・福島・栃木・群馬産のハウレンソウ・カキナ、茨城・神奈川・千葉・栃木産の茶葉などは出荷停止や商品回収、出荷自粛などの処置がとられた。また、汚染された稲わらを餌にしたことによる牛肉の汚染が明らかとなり、肉牛の出荷制限等の処理が行われた。発端は福島県であったが以後全国に拡大し、リスクを拡散・拡大させた。

2011 年度上半期で最大負債総額（4,330 億円）の倒産となった安愚楽牧場は、口蹄疫問題でダメージを受けた上に、放牧制限、放射性物質の検出、出荷制限に風評被害が加わったものであった。

⑤信用不安・風評

「地震・津波によって被災している」「取引先の被災によって経営活動に大きなダメージを受けている」などの風評から、旅行・各種催し物・イベントの中止や延期、商品・製品の発注キャンセル、工事の中止や延期が相次ぎ、東北に本社があるというだけで被災していないにも関わらず、多くの企業が受注を失い売上が減少した。また、納品の停止や縮小によって部品・材料の供給不足をおこし、製造活動を縮小・停止せざるを得ない企業も発生した。

海外に発生した風評は、被災地だけでなく日本全体が危険とされ外国人観光客が大幅に減少し、観光・ホテル業に大きな減収をもたらした。また外国人労働者の引き上げによって製造・営業活動が一時停止・縮小した企業もあった。

放射能汚染については、全く汚染していなくてもその周辺、県名だけで納品を拒否されたり、発注のキャンセル・縮小・停止があるなど需要減・売上減を招いた。工業製品でも放射能汚染が懸念され、納品の拒否、発注の停止や製品の検査・確認が求められることがあった。ピーエヌシー（福島県桑折町）は米国メーカーからの受注が原発事故の影響でキャンセルされ、資金繰りが行き詰まり倒産した。

⑥その他

・円高

災害発生直後は経済活動の停滞・減少が予想され円売りによる円安が見込まれたが、復興に現金が必要、保険料の支払いや 3 月期末の支払いで現金（円）が必要になるとの見込

みから円の思惑買いが進み円高になった。3月17日のニューヨーク外国為替市場では一時76円にまで急騰し戦後最高値を更新した。

・地価下落

被災地の壊滅的な被災、復興の遅れから、不動産購入の需要がないため売買が成立せず、地価は大幅に低下している。地価の下落は不動産価値の低下であり、すなわち担保価値の喪失・低下、資金調達力の無力化を意味する。

・増税・電気料金値上げ

震災復興に伴う財源確保を目的とした増税や発電コストの上昇を補うための電気料金値上げが予定されている。企業にとって明らかにコストの増加、価格競争力の低下、収益性の低下を招くリスクであるが、全ての企業に発生すること、その影響は他の政策との関係から軽減されることもあるため、ここでは説明を省略する。

(4) 四次リスク

三次リスクによって発生したリスクである。直接的に自社内で発生したリスクと取引先で発生し自社にもたらされたリスクがある。四次・五リスクが他社に及ぼしたリスク（派生リスク）が自社に遡及してきたリスクも内容的には同じのため、本リスクに入れた。

①自社内に発生したリスク（図表1のアミなし部分）

二次リスクと三次リスクによって自社内に発生したリスクは次の通りである。

- ・生産・製造活動の停止・縮小
- ・営業・サービス活動の停止・縮小
- ・経営・事務活動の停止・縮小
- ・出荷・生産の停止

これらが経営に与えるリスク（五次リスク）は受注・需要の減少による売上の減少であり、強いては資金繰りの悪化、倒産に至る。

②取引先で発生したリスク（図表1のアミかけ部分）

取引先で発生し自社に影響を及ぼすリスクは次の通りである。取引先は一次・二次リスクを受けた場合と受けていない場合がある。

- ・消費行動の中止・減退
- ・イベントの中止・延期
- ・受注のキャンセル
- ・予約のキャンセル
- ・購入の中止・縮小
- ・受注の停止・縮小
- ・納品の停止・縮小

これらが自社に与えるリスク（五次リスク）は受注・需要の減少と営業・生産活動の停止・縮小による売上の減少、資金繰りの悪化、倒産である。

③派生リスクによって発生した取引先でのリスク（図表1の一次リスク枠外）

自社が取引先に及ぼしたリスク（派生リスク）によって、取引先に発生したリスクをさす。

- ・製品・部品の供給停止・縮小
- ・商品・サービスの提供停止・縮小

これらリスクの発生によって、取引先では営業・生産活動が停止・縮小し、売上の減少、強いては資金繰りの悪化、倒産に至る。

- ・支払遅延・不能
- ・倒産

これらリスクの発生によって、取引先では資金繰りが悪化し最悪支払いの停止、倒産に至る。

- ・発注の停止・縮小

これらリスクの発生によって、取引先では売上が減少し資金繰りの悪化、倒産に至る。

- ・仕入ルートの変更

仕入先や仕入れルートの変更は、取引先にとっては販売先の喪失にあり、受注・需要の減少となり売上の減少、強いては資金繰りの悪化、倒産につながる。

（5）五次リスク

四次リスクによって発生するリスクである。発生場所は自社と取引先がある。

①自社で発生するリスク（図表1の一次リスク枠内）

- ・受注・需要の減少
- ・営業・生産活動の停止・縮小
- ・売上の減少
- ・資金繰りの悪化
- ・倒産

②取引先で発生するリスク（図表1の一次リスク枠外）

四次リスクの「③派生リスクによって発生した取引先でのリスク」で説明済みのため、省略する。

（6）派生リスク

「四次・五次リスク」に対する自社の対応によって、取引先に及ぼすリスクをさす。

- ・製品・部品の供給停止・縮小
- ・商品・サービスの提供停止・縮小
- ・発注の停止・縮小
- ・支払遅延・不能
- ・倒産
- ・仕入ルートの変更

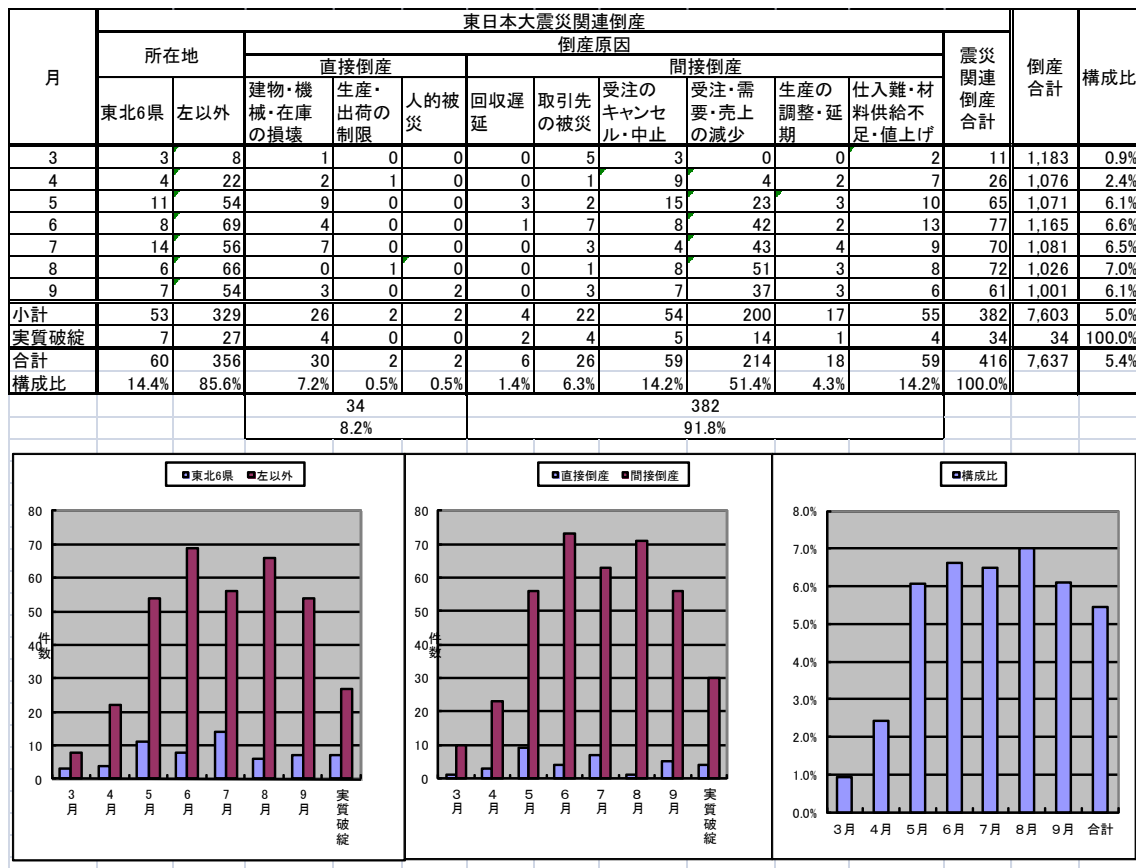
2. 東日本大震災関連倒産

東京商工リサーチでは、「東日本大震災関連倒産」を次の通り集計している。

- ・震災により施設、設備、機械等の被害を受けて経営破綻した（直接型）
 - ・以前から業績不振だったが、震災による間接影響を契機に経営破綻した（間接型）
- ※集計では、既に震災前に銀行取引停止処分を受けたり、震災の影響で民事再生法手続きを断念し破産手続きに移行したケースなどは、倒産件数のダブルカウントとなるため除外した。
- ※震災関連の経営破綻は、倒産の定義に該当するケースを「倒産」として集計。事業停止や弁護士一任、破産準備中など法的手続中の企業は、今後の状況次第では事業再開の可能性もあり「実質破綻」として区別した。

平成23年10月7日現在の判明分において9月30日までの震災関連倒産は「図表5」の通りであった。

【図表5 東日本大震災関連倒産企業集計】



(注意 東京商工リサーチの倒産リストを元に、筆者が別途集計した)

(1) 倒産件数

3月11日から9月30日までの震災関連倒産と実質破綻の合計は416件であった。

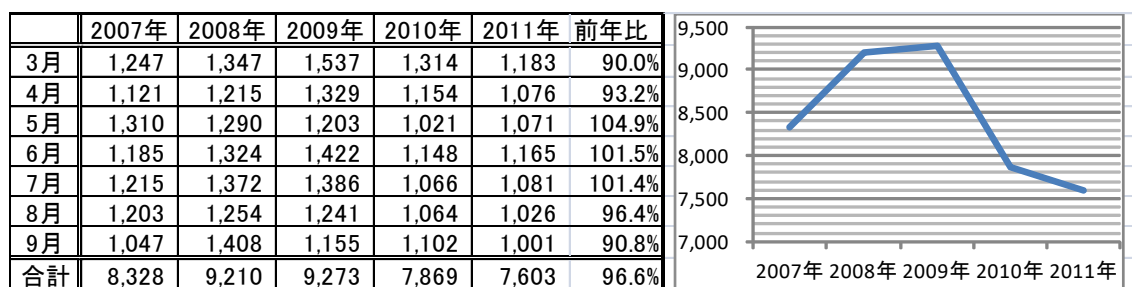
月別の件数は3月の11件から始まり、ピークは6月の77件、6・7・8月の3カ月間は70件台を続けたが、9月は61件に減少した。

全体の倒産に占める震災関連倒産の割合は震災3カ月後の5月に6.1%に達し、以後6%台を維持、8月に7.0%のピークを迎えたが、9月は6%台に戻っている。

過去5年間の同期間(3~9月)に於ける倒産件数の推移は「図表6」の通りである。2011年(震災年)は7,603件と最低件数であった。よって、震災関連倒産が全体の倒産件数に与えた影響は少ないと言える。

ただ、月別に見ると前年(2010年)を上回った月は5月と6月・7月の3回あり、同3カ月間に於いては、震災が減少傾向にあった倒産件数を増加に転じさせたと言える。

【図表6 3~9月の年度別倒産件数】



東京商工リサーチしらべ

(2) 地域

地震・津波及び原発事故の直接被災県と特に風評被害の多かった東北6県(青森・秋田・岩手・山形・宮城・福島)の倒産プラス実質破綻件数は60件(14.4%)。その他の地域は356件(85.6%)であった。「図表7」は過去5年間における東北6県が占める倒産の割合を示したものであるが、合計では4.9%、2007年度の5.6%をピークに2011年度は3.6%になった。以上から東北6県の倒産件数は全体的に大きく減少し、全国の倒産に占める割合も低い。東北6県の震災倒産が震災倒産全体に占める割合は高く、東北6県が受けたダメージが他県より大きかったことを示している。

【図表7 東北6県の倒産件数・構成比】

年度	全国	東北6県	構成比
2007	14,366	803	5.6%
2008	16,146	896	5.5%
2009	14,732	688	4.7%
2010	13,065	576	4.4%
2011	6,420	234	3.6%
合計	64,729	3,197	4.9%

※2011年度は4月~9月
東京商工リサーチしらべ

(3) 直接倒産と間接倒産

直接倒産は 34 件 (8.2%)、間接倒産は 382 件 (91.8%) であった。津波によって壊滅的な被害を受けた社数が 7,734 件であったことを考えると、直接倒産の少なさが際立っている。その理由としては、直接被災企業は「不渡り報告への掲載猶予」によって手形不渡りは倒産件数にカウントされないことや、第三者による破産宣告がないこと、借入金の返済猶予、無担保融資や金利・限度額・返済期間での優遇、納税の延期、東日本大震災復興緊急保証など、手厚い保護策の実施が挙げられる。したがって直接被災企業は売上の減少や資金繰りの悪化など通常の倒産原因のみでは倒産せず、他の要素が加わった時のみ発生するのである。つまり震災前から抱えている大きな赤字や業績不振、過大な借り入れ、経営者の高齢化、後継者難、経営意欲の低下などで、経営的にかなりの限界に達していた企業が、今回の震災を契機として事業の再興をあきらめた時、倒産に至るのである。直接被災のない関係先も、「中小企業金融円滑化法」や「セーフティネット保証 5 号」など、借入金の返済猶予や不振業種の保証付き融資、つなぎ資金融資の条件優遇、連鎖倒産を防止するための共済制度の拡充など、多数の支援策があるため、全体的に倒産の発生が抑制されている。以上の状況下に於いて直接被災企業に更なる保護策が実行されたことから、直接倒産の発生が大きく抑制され、その反対として間接倒産の構成比が高くなったのである。

※参考 不渡り手形の特例措置

全国銀行協会によると、8 月末時点で特例措置対象の手形は 2,405 枚、22 億 4,806 億円あり、手形不渡りによる銀行取引停止処分は前年同月比 36.5%減少した

※参考 倒産件数の減少理由

倒産件数減少の理由は前記の金融保護策だけでなく、手形の流通減少、倒産に集計されない廃業等の増加、事業再生 ADR の実施、経営者の気質変化（全財産を投じて最後まで頑張るのではなく、状況を見ながら適当なところで見切りをつける（廃業を選択する）、景気変動（景気低迷期は新規事業や新規取引の減少で倒産が減少する）などがある。

3. リスクの発生とフロー

(1) リスクの拡散と循環

2011 年 10 月 7 日、日本経済新聞（朝刊）の「経済教室」に於いて、東京大学の渡辺努教授は「日本企業 50 万社について各企業の取引先関係を調べたところ、4 リンク先でほぼ全社とつながっている」と述べている。

つまり直接取引のない 2 社でも、取引関係を 4 代遡ればつながりがあり、一見無関係のように思えてもかなり近いところで利害関係を持っているという。

津波は約 8,000 社に直接被害をもたらした。原発事故による退去等の損害を受けた企業は約 2,200 社だったが、最大の損害を受けたのは東京電力であり、東京電力グループとの直接取引先数は約 6,100 社に及ぶ。

僅か4リンクで全企業を取引先とする理由の一つに、極めて多い数の取引先を有する「ハブ（拠点）企業」の存在がある。と言われている（渡辺努）。

東日本大震災及び原発事故は直接被災企業の多さとハブ企業が多数存在することから、そのリスクは瞬時に日本全国はおろか海外にまで波及・拡散したのである。

「図表8」は、東日本大震災によって発生したリスクの流れを示したものであるが、直接被災企業から取引先へ、（取引先から取引先へ）、取引先からその他へ、（その他からその他へ）と拡散し、更に、その他から取引先へ、取引先から直接被災企業へと、リスクが逆流しており、ここにリスクの循環をみることができる。

（2）リスク発生のタイムラグと影響度の増幅

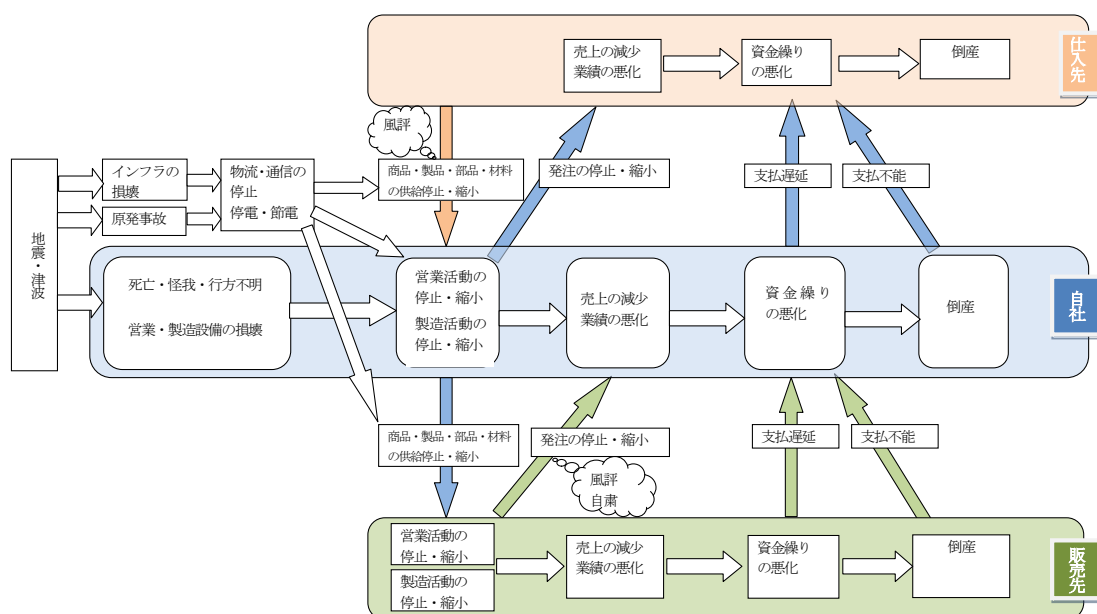
「図表8」を、直接被害を受けた自社と仕入先・販売先（直接被害なし）の関係のみで表したのが「図表9」である。

商取引関係に於けるリスクは下向き矢印で、仕入先から自社、自社から販売先へと流れる。それぞれ企業内で発生するリスクは右向き矢印であり左から右に流れる。

一方、下向き矢印と右向き矢印によって新たに下から上に向かう上向き矢印（逆流リスク）が発生する。逆流リスクはその企業の耐久力及び対応力によって発生と程度が異なる。受けたリスクに耐える力がない場合、一取引から全取引へとリスクを増幅して逆流させることになる。そして最初のリスク発生からは、耐久力に応じたタイムラグが発生するのである。

これら逆流リスクは多数の取引先に於いて、それぞれのタイムラグをもって発生することから、発生の時期が集中した場合、それを受ける企業にとっては極めて甚大なリスクとなる。また、小さなリスクであっても、既に疲弊した状態に於いて予想外の時期に発生した場合、決定的な事態に発展するのである。

【図表9 リスクフローの略図】



(3) 欠損法人の増加

「図表10」は国税庁が税務統計速報で発表した利益法人と欠損法人の数及び構成比である。同図表によれば、7年間で欠損法人率が一番高いのは2009年度である。最新3期の年度集計では、申告法人数の減少にも関わらず欠損法人数は増加し、欠損法人率が高まっている。最新の状況は分からないが、このトレンドが続いている可能性は高く欠損企業は増加しているものと思われる。

金融政策によって倒産を回避できても業績の回復がなければ、欠損からの脱皮はできず、危ない状態を続けていることになる。そしてこれら企業にも震災のリスクは及んでおり、危険度を高めているものと推測される。

【図表10 欠損法人率】

	申告法人数	利益計上法人		欠損法人	
		事業年度数	構成比	事業年度数	構成比
平成15年分 2003	2,790,489	785,969	28.2%	2,035,685	73.0%
16 2004	2,809,691	816,328	29.1%	2,023,708	72.0%
17 2005	2,830,691	832,007	29.4%	2,029,287	71.7%
18 2006	2,853,438	849,829	29.8%	2,035,692	71.3%
平成19年度 2007	2,647,369	855,436	32.3%	1,812,336	68.5%
20 2008	2,623,245	767,973	29.3%	1,875,178	71.5%
21 2009	2,621,710	662,232	25.3%	1,979,109	75.5%

国税庁「税務統計速報」より

(3) 金融支援適用会社の倒産

「図表11」は中小企業金融円滑化法による金融機関 1,538 社が中小企業向けに対応した施行状況である。2011年3月末で165万件の実行件数で、その数は前年同月比441%に達し大幅な伸びを示している。一方、「図表12」は、同法によって借入金の返済を猶予しながらも倒産した企業の件数を示したものであるが、2011年9月単月で24件を数え、集計開始後最大になった。特に7月以降の増加が著しく、本年は累計(1~9月)で108件、前年同期の30件から360%の推移になっている。これは金融政策によって一時延命できたものの、業績の回復がなく、結局息切れ倒産したことを表している。

【図表11 中小企業金融円滑化法実行件数】			【図表12 中小企業金融円滑化法適用会社の倒産】				
年月	実行件数	実行率	年月	件数		前年対比	
				単月	累計	単月	累計
200912	54,280	42.4%					
			201001	0	0		
			201002	2	2		
201003	374,570	76.6%	201003	1	3		
			201004	1	4		
			201005	1	5		
201006	684,780	83.6%	201006	8	13		
			201007	5	18		
			201008	6	24		
201009	999,827	87.9%	201009	6	30		
			201010	4	34		
			201011	6	40		
201012	1,311,648	88.7%	201012	9	49		
			201101	5	5	#DIV/0!	#DIV/0!
			201102	7	12	350.0%	600.0%
201103	1,652,962	89.9%	201103	14	26	1400.0%	866.7%
			201104	5	31	500.0%	775.0%
			201105	11	42	1100.0%	840.0%
			201106	8	50	100.0%	384.6%
			201107	18	68	360.0%	377.8%
			201108	16	84	266.7%	350.0%
			201109	24	108	400.0%	360.0%

景気対応緊急保証制度は2008年10月31日に開始され、保証枠を36兆円に拡大、2011年3月に取り扱いを終了するまで、倒産発生抑制に大きな成果を上げた。しかし、「図表13」の通り、2011年の倒産件数は単月・累計共に全て前年同月比を上回る状況が続いている。最長2年間の返済猶予終了とほぼ同時に倒産が増えており、金融支援を受けている間に業績が改善しなかったことを物語っている。

【図表13 景気対応緊急保証制度適用会
社の倒産】

年月	件数		前年対比	
	単月	累計	単月	累計
201001	2	2		
201002	4	6		
201003	10	16		
201004	4	20		
201005	5	25		
201006	10	35		
201007	5	40		
201008	8	48		
201009	8	56		
201010	9	65		
201011	8	73		
201012	4	77		
201101	4	4	200.0%	200.0%
201102	6	10	150.0%	166.7%
201103	16	26	160.0%	162.5%
201104	7	33	175.0%	165.0%
201105	14	47	280.0%	188.0%
201106	12	59	120.0%	168.6%
201107	14	73	280.0%	182.5%
201108	10	83	125.0%	172.9%
201109	14	97	175.0%	173.2%
東京商工リサーチしらべ				

おわりに

全体的な倒産の抑制策及び被災企業に対する支援策によって倒産の増加は回避されている。しかし、それは一時しのぎの延命であって、特に直接被害を受けた企業にとっては業務の再開・業績の回復という根本的な解決に至っておらず、リスクを抱えたままの状態であり、施策はまだリスクの解消という効果を発揮していない。

表面化した倒産件数は氷山の一角であって、倒産していない企業の中には、実際は「死に体」ながら、その認識を避け表面化させていないものもあり、実質的に倒産している企業及び倒産の危機を抱えた倒産予備軍は夥しい数になるものと推測される。

今後の復興、事業の再開、業績の回復と支援策の期限切れのタイミングによっては、倒産多発の危険性を孕んでいる。

以上